

日曜開庁

平日、区役所にお越しになるのがむずかしい方などのため、日曜日に区役所で、戸籍・住民票などの届出の受け付けや証明書発行などを行っています（地域センターは開庁です）。

●取扱日時

毎週日曜日午前 8 時 30 分～午後 5 時（祝日と重なる日曜も開庁、年末・年始の日曜は開庁）

●取扱場所

区役所本庁舎 3 階・4 階フロアー（本庁舎 2 階・3 階正面出入口、第二庁舎 1 階駐車場・3 階出入口、議会棟 3 階出入口よりお入りください）

●取扱業務

- 日曜日に受け付けできる業務は限定されています。
- 他区市町村などへの確認が必要なものについては、すぐに取り扱いできない場合があります。
- 手続きには運転免許証、パスポート、住基カード、マイナンバーカードなど本人を確認できるものをお持ちください。
- 戸籍の届書は、窓口開設時間帯以外でも、第二庁舎 2 階「夜間休日受付」（24 時間年中無休）でお預かりします。

取扱業務

出生・死亡・婚姻・離婚・転籍などの届書の受領、埋火葬許可証の交付など

*各届出に際して、原則として即日の受理証明書などの発行、変更後の氏名での転出入届などの手続きはできません。

戸籍・除籍全部（個人）事項証明書、改製原戸籍謄本、戸籍の附票、身分証明書の交付など

転入・転出などの異動届出（他の区市町村へ連絡が必要な届出については、受付のみとなります。）、住居地変更届出、印鑑登録申請、住民票の写し・住民票記載事項証明書・印鑑登録証明書の交付など

*住基ネットを利用する広域交付住民票などの業務は除きます。

*マイナンバーカードの交付（要予約）

*第 3 日曜日（一部第 4 日曜日）は、マイナンバーカードに関する手続きはできません。

*国外からの転入手続きはできません。

特別永住者証明書の交付を伴う届出・申請など

国民健康保険資格取得・喪失・変更申請、国民健康保険証の交付、国民健康保険料の納付、口座振替の申込

*保険証は原則として郵送交付ですが、希望により本人確認の上、即日交付します。保険証の記載内容変更の場合は、保険証をご持参ください。

後期高齢者医療保険料の納付、口座振替の申込

介護保険料の納付、口座振替の申込

妊娠中の方の転入に伴う妊婦健康診査受診票の交換の手続き

*母子健康手帳をご持参ください。後日、郵送します。

児童手当・子どもの医療証交付の申請受付

就学指定通知書の交付（転入・転居時の通学区域指定校のみ）

特別区民税・都民税（個人）の納税・課税・非課税証明書の交付、軽自動車税の納税証明書交付

特別区民税・都民税・軽自動車税の納付、口座振替の申込等

*特別区民税・都民税の申告等が無い場合は交付できません。

*軽自動車（125cc 以下の原付バイク、小型特殊自動車）の登録・廃車等の届出は平日のみ。

※日曜日のお問い合わせは代表番号 ☎ 3777-1111 へおかけください。

火曜延長窓口

昼間忙しい方が、戸籍・住民票の届出などができるように、延長窓口を開設しています。

＜開設日時＞

毎週火曜日午後 5 時～午後 7 時
（祝日、年末・年始を除く）

＜取扱業務＞

・戸籍・住民票の届出、証明書の発行など
（他の区市町村へ連絡が必要な届出については、受付のみとなります。
死亡届および埋火葬許可証の交付は、夜間休日受付で行っています。）

・マイナンバーカードの交付

・特別永住者証明書の交付を伴う届出・申請など

・国民健康保険・後期高齢者医療・国民年金の届出、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付など

・介護保険料の納付など

・就学指定通知書の交付（転入・転居時の通学区域指定校のみ）

・特別区民税・都民税の納税・課税・非課税証明書の発行など

・特別区民税・都民税・軽自動車税の納付や納付相談など

※住基ネットを利用する広域交付住民票などの業務は除きます。

※国外からの転入手続きはできません。

夜間休日受付

区役所が通常業務を行っていない夜間や休日に次のことを行っています。

- ・出生、婚姻、離婚、死亡等の戸籍届書の受領
- ・埋火葬許可証の発行
- ・緊急を要するものの処理および連絡

日時 月～金曜日（平日）、開庁している日曜日は、
午前 0 時～午前 8 時 30 分

午後 5 時～午前 0 時

土曜日、開庁していない日曜日・祝日は終日

電話 3777-1111（代表）

場所 夜間休日受付（区役所第二庁舎 2 階 宿直警備室内）

救急・災害



救急

● 急病

● 交通事故

急病

休日・夜間に病気になったら

内科・小児科の通常医療機関が開いていない時間帯は、下記の表のとおり応急診療を行っています。

※行く前に必ず電話連絡をして、健康保険証を忘れずに。

※受付は診察時間終了の30分前までです。

※(輪番)の医療機関については、広報しながら、品川区ホームページをご覧ください。

	平日	土曜日(祝日を除く)	日曜日・祝日・12/29～1/4	
	小児科 20:00～23:00	小児科(内科) 17:00～22:00	内科・小児科 9:00～22:00	歯科・接骨 9:00～17:00
9:00 ↓ 17:00	通常外来診療時間		品川区医師会休日診療所	【歯科】(輪番) 【接骨】(輪番)
20:00 21:00 22:00 23:00			品川区医師会休日診療所 (小児科・内科) 【第2・4土曜】 品川区こども夜間救急室 (昭和大学病院) (小児科のみ)	大井地区(輪番) (17:00まで)

医療機関

品川区こども夜間救急室 旗の台 1-5-8 昭和大学病院中央棟 4 階 ☎ 3784-8181 (FAX も同じ)

品川区医師会休日診療所 北品川 3-7-25 ☎ 3450-7650 (FAX も同じ)

荏原医師会休日診療所 中延 2-6-5 ☎ 3783-2355 (FAX も同じ)

24 時間の医療機関案内

東京都医療機関案内サービス

「ひまわり」 ☎ 5272-0303

聴覚・言語障害者専用 FAX 5285-8080

外国語による相談案内* ☎ 5285-8181

●受付時間※ 9:00～20:00

東京消防庁テレホンサービス # 7119 または

「救急相談センター」 ☎ 3212-2323

※重病の方は 119 番をご利用ください。

小児救急電話相談

●こどもの急病(発熱・嘔吐・けいれん等)にどう対処したらよいか迷った時、電話相談に応じます。

●受付時間 平日 18:00～23:00
土・日、祝日、年末年始 9:00～23:00

☎ # 8000 または ☎ 03-5285-8898

救急相談センター

「救急車を呼んだ方がいいのかな？」
「病院に行った方がいいのかな？」

迷ったら救急相談センターへ

#7119 (携帯電話・PHS・プッシュ回線)

ダイヤル回線・IP電話等からは
23区 03-3212-2323

受診に関するアドバイスや応急手当に関するアドバイス、医療機関案内などに相談医療チーム（医師、看護師、救急隊経験者等の職員）が、24時間年中無休で対応しています。

- ・ 緊急性のない場合は「明日には病院に行ってください」等と案内します。
- ・ 必要により、応急手当の方法をアドバイスします。
- ・ 緊急の場合は、救急相談センターから救急車を呼びます。

救急車を頼むとき

- ①119番に電話します。
 - ②次のことをハッキリと伝えましょう。
 - ・ 住所と氏名
 - ・ 家までの目標となる建物など
 - ・ 病気やけがの状態
 - ・ そのほかに特に必要なことがあれば伝える
 - ③電話を切ったら「健康保険証」を用意しましょう。
 - ④救急車の「ピーポー」という音が聞こえてきたら、案内人は道に出ましょう。
 - ⑤救急車に同乗する付き添い人は最小限にしましょう。
- ※かかりつけの病院や希望の病院がある場合は、救急隊員に申し出てください。

交通事故

交通事故相談

交通事故に遭ったときや起こしたときの対応の仕方や、損害賠償の手続きについて弁護士と専門の相談員が相談に応じます。また、電話での相談にも応じています。費用は無料です。

品川交通事故相談所（区役所第三庁舎3階）

相談窓口 **→P.4・7**

☎5742-2061

相談時間 月～金 9:00～ 16:00

次のところでも相談に応じています。

東京都生活文化局広報広聴部

都民の声課（東京都交通事故相談所）

☎5320-7733

相談窓口 **→P.4**

★交通事故に遭ったときは

交通事故に遭ってしまったら、直後の適切な対応が、事後処理をスムーズに行うためにも重要です。特に以下のことにはご注意ください。

- ①運転免許証や自賠責保険の証明書などを見せ
てもらい、車のナンバーと相手を確認する
- ②警察署に届け出る
- ③事故の状況をメモし、目撃者に証人を頼む
- ④必ず医師の診断を受ける
- ⑤安易な約束、示談はしない

交通事故証明書

交通事故の保険金請求には「交通事故証明書」が必要です。

自動車安全運転センター東京都事務所へ申請してください。申請用紙はお近くの警察署、交番にもあります。

〈窓口〉

自動車安全運転センター東京都事務所

☎5781-3660

東大井1-12-5

自動車事故対策機構

自動車事故が原因で保護者が死亡したり、重度の後遺障害を残すことになったため生活が困窮している家庭に対して、生活資金や子どもの義務教育終了までの育成資金の貸付けを行っています。

また、自動車事故により、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、常時介護または随時介護が必要な状態の方に介護料を支給します。

独立行政法人自動車事故対策機構

東京主管支所

☎3621-9941

墨田区錦糸1-2-1アルカセントラルビル8F

災害

● 水害

● 火災

水害

水害を防ぐ

■台風・集中豪雨の監視

民間気象会社からの気象情報・区内3カ所の雨量計・目黒川と立会川に設置した水位計をもとに降雨量および河川水位を監視しています。品川区のHP「品川の天気」に品川区気象情報として、常時お知らせしています。

また、大雨・洪水警報などの発令や台風による影響が予想される場合は「応急対策本部」を設置し、河川周辺のパトロールを行うなど緊急事態に備えています。さらに防災行政無線や広報車、ケーブルテレビ品川で、河川の水位情報などをお知らせします。

【河川などの水位が上昇したとき、サイレンでお知らせします】

- 警戒水位＝水位が上昇してきています
「15秒吹鳴、5秒休み × 3回」
- 危険水位＝低地部では浸水の危険があります
「60秒吹鳴」

【避難情報緊急通知コール】

避難対象地域のうち、避難を必要とする方を対象に、電話やメールで避難情報を受け取ることができます。対象地域は、区ホームページをご覧ください。

登録は以下の問い合わせ先へ

防災課計画係 ☎5742-6695

■雨水利用タンク設置への助成

下水道への雨水の流入を減らし、雨水を有効利用するための「雨水利用タンク」を設置する方に、タンク購入費と設置工事費の合計の2分の1（上限5万円）を助成しています。

※上限5万円のうち、工事費用の助成額は1.5万円を限度とします。

河川下水道課水辺の係 ☎5742-6794

■宅地内雨水浸透施設設置への助成

宅地内に「雨水浸透施設（浸透管や浸透ます）」を設置する方に対し、工事費の一部を助成しています。（上限40万円）

河川下水道課水辺の係 ☎5742-6794

■防水板設置への助成

浸水被害を軽減するために、住宅・店舗・事務所の出入口などに「防水板」を設置する方に対し、工事費の一部を助成しています。

河川下水道課水辺の係 ☎5742-6794

■浸水防止のための「土のう」を用意しています

浸水被害の応急対策用として、目黒川や立会川流域を中心に土のうを用意しています。

自由に利用することができます。

道路課道路維持担当 ☎5742-6548

被災された時は

■災害見舞金

品川区内の世帯または事業所が、水害により被害を受けた場合に被害に応じて見舞金が支給されます。

防災課防災安全担当 ☎5742-7651

■税金や保険料の減免や事業資金等の貸付制度

水害による被害の状況に応じて、減免や貸付けなどを行っています。

❖表 税金や保険料の減免など →P.14

■被災家屋の消毒

感染症等を予防するために、被災家屋の消毒を行います。

保健所生活衛生課 ☎5742-9138

■ごみ処理

水害等による被害のため、多量のごみが発生した場合は、清掃事務所にご相談ください。ごみの処理手数料は減免制度がありますが、この場合、り災証明書が必要です。

※事業系のごみは原則として対象外です。詳細は清掃事務所にお問い合わせください。

品川区清掃事務所（品川庁舎） ☎3490-7051

品川区清掃事務所（荏原庁舎） ☎3786-6552

■り災証明書

り災証明書（風水害）は最寄りの地域センターで発行します。この証明書は保険や税金等の減免を受けるときに必要です（火災のり災証明書は消防署で発行します）。

各地域センター →P.82～ 87

地下室のある建物をお持ちの方・ご利用の方、豪雨の時は地下室に注意！

浸水の危険があるときは早めに避難しましょう。

地上が冠水すると一気に水が流れ込んできます。

地下室では外の様子がわかりません。

浸水すると電灯が消えます。
エレベーターは使えません。

水圧でドアは開きません。



被災された時は

■火災で被害を受けた方への見舞金・見舞品

火災などで被害を受け、その家に住めなくなった方に、見舞金と、日赤から毛布（1人1枚）品川区社会福祉協議会からタオルを差し上げます。

防災課防災安全担当 ☎5742-7651

■ごみ処理

火災等による被害のため、多量のごみが発生した場合は、清掃事務所ににご相談ください。ごみの処理手数料は減免制度がありますが、この場合、り災証明書が必要です。

※事業系のごみは原則として対象外です。詳細は清掃事務所にお問い合わせください。

品川区清掃事務所（品川庁舎） ☎3490-7051

品川区清掃事務所（荏原庁舎） ☎3786-6552

■り災証明書

消防署では、万一、火災などの被害を受けた場合、その事実を証明する「り災証明書」を発行します。印鑑をお持ちになり、手続きをしてください。この証明書は、保険や税金の減免を受けるときなどに必要です。

各消防署

→P.128



表 税金や保険料の減免など

	問い合わせ
個人住民税の減免 被害を受けた方は、被害の程度により特別区民税・都民税の減免が受けられる制度があります。	税務課課税担当 ☎5742-6663～6
個人住民税の納付の猶予 被害を受けた方は、住民税の納付の猶予制度がありますので、ご相談ください。	税務課納税相談担当 ☎5742-6671～3
所得税については	品川税務署 ☎3443-4171 荏原税務署 ☎3783-5371
個人事業税 固定資産税などについては	品川都税事務所 ☎3774-6666
国民健康保険料の減免 後期高齢者医療保険料の減免	国保医療年金課資格係 ☎5742-6676 国保医療年金課高齢者医療係 ☎5742-6937
国民年金保険料の免除・納付猶予・学生納付特例	国保医療年金課国民年金係 ☎5742-6682～3
保育園保育料の減額 災害被害の程度により、保育料が減額される制度がありますので、ご相談ください。	保育課入園相談係 ☎5742-6725
住宅修築資金の融資あつ旋 住宅に被害を受けた方には、修築資金の融資のあつ旋制度があります。（融資額10万円以上1,000万円以内、利率年0.5%） ※利率は変わることがあります。	住宅課住宅運営担当 ☎5742-6776
生活福祉資金 （災害援護資金）の貸付 低所得世帯を対象に、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費の貸付けがあります。（上限額150万円、利率年1.5%） ※利率は条件によって変わることがあります。	品川区社会福祉協議会 ☎5718-7171
介護保険料の減免	高齢者福祉課介護保険料係 ☎5742-6681

地震への備え

大地震などの災害への備えは、ただ単に避難することだけを考えるのではなく、日頃の安全対策と、いざというときに冷静に行動できる知識を身につけることが大切です。また、万一災害が起きた場合は、その被害を最小限に抑える「備え」と「地域の協力」が不可欠です。

地震に対する10の備え

■家具類の転倒・落下・移動防止対策をする

- ◎家具やテレビ、パソコンなどを固定し、転倒・落下・移動防止措置をする。
- ◎ケガの防止や避難に支障のないよう、家具を配置する。

■ケガの防止対策をする

- ◎散乱物でケガをしないようにスリッパやスニーカーを身近に準備する。
- ◎停電に備えて、懐中電灯をすぐに使える場所に置く。
- ◎食器棚や窓ガラスなどに、ガラス飛散防止措置をする。

■家屋や塀の強度を確認する

- ◎家屋の耐震診断を受け、必要な補強をする。
- ◎ブロックやコンクリートなどの塀は、倒れないように補強する。

■消火の備えをする

- ◎火災の発生に備え、消火器の準備や風呂の水の汲み置きをしておく。

■火災発生の早期発見と防止対策をする

- ◎火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を設置する。
- ◎普段使用しない電気器具は、差込みプラグをコンセントから抜いておく。
- ◎電気やガスに起因する火災の発生防止のため、感震ブレーカーや感震コンセント等の防災機器を設置する。併せて、避難時に必要な照明を準備する。

■非常用品を備える→P.16

- ◎非常用品は、置く場所を決めて準備する。
- ◎備蓄品は、最低3日間、努めて一週間分用意する。
- ◎車載ジャッキやラジオなど、身の周りにあるものの活用を考える。

■家族で話し合う

- ◎地震が発生した時の出火防止や初期消火など、家族の役割分担を決めておく。
- ◎外出中に家族が帰宅困難や、離ればなれになった場合の安否確認の方法や集合場所等を決めておく。
- ◎家族で避難場所や避難経路を確認しておく。
- ◎普段の付き合いを大切にするなど、隣近所との協力体制を話し合っておく。

■地域の危険性を把握する

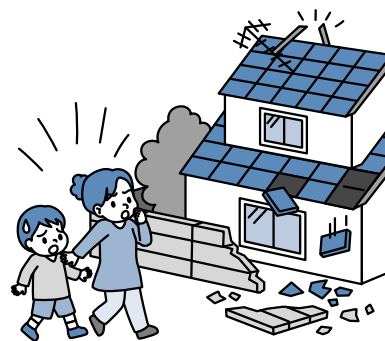
- ◎地域の防災マップに加え、わが家の防災マップを作る。
- ◎自分の住む地域の地域危険度を確認する。

■防災知識を身につける

- ◎新聞、テレビ、ラジオや、インターネットなどから、防災に関する情報を収集し、知識を身に付ける。
- ◎消防署などが実施する講演会や座談会に参加し、過去の地震の教訓を学ぶ。

■防災行動力を高める

- ◎日頃から防災訓練に参加して、身体防護、出火防止、初期消火、救出、応急救護、通報連絡、避難要領などを身につけておく。



家庭に必要な備蓄品

○食料品

米、缶詰、その他、簡単な調理で食べられる物（日常生活で余分に買い置き、使い回しをする）

○飲料水・生活用水

飲料水は1人1日3ℓが目安（ミネラルウォーターを余分に買い置きする。水道水を汲み置きするなど、使い回しをする）

生活用や消火用に使用するため、浴槽や洗濯槽に水を汲み置きする

○燃料

卓上コンロ（ガスボンベのストックも必要）

○その他

夜間の発災に備え、懐中電灯（電池の予備も）を用意する（常備薬や救急医薬品も忘れずに）

非常持ち出し品

非常持ち出し品は、ひとまとめにしておくか、すぐに取り出して袋に入れられるようにし、いつでも持ち出せるようにする

○貴重品

現金、預金通帳、免許証、健康保険証、権利証書など

○衣類

下着、上着、靴下、タオル、紙おむつ、雨具など

○非常食品

水、米（加工品も含む）、カンパンなどの保存食品（食物アレルギー対策も重要です）

○生活用品

ラジオ、懐中電灯（予備の電池）、マッチ、ライター、タオル、裁縫道具など

●災害発生時、品川区では、さまざまな手段で区民に必要な情報をお届けします

情報発信手段	内容
防災行政無線	屋外スピーカーにより広く情報発信します
緊急時情報発信ダイヤル ☎ 3777-2292	防災行政無線の内容を電話で確認できます
品川区公式 ホームページ・ツイッター・フェイスブック（⇒ P.79）	インターネットを活用した情報発信を行います
しなメール（⇒ P.79） （登録は、区ホームページをご覧ください）	区からのお知らせを広く配信中。登録時に「災害情報」など受け取る情報の種別を選択できます
避難情報緊急通知コール（⇒ P.13）	津波や目黒川の氾濫などが想定される特定地域へ電話やメールで避難情報を配信します
広報車	区広報車でお知らせします
デジタル・サイネージ、ポスター、ちらし	区施設にお知らせを掲示します
品川区民チャンネル 地デジ11ch （ケーブルテレビ品川）	通常放送画面に文字情報で警報情報などを発信します。ケーブルテレビが視聴できる環境が必要です
しながわテレビ・プッシュ （ケーブルテレビ品川）	録画番組視聴時やテレビの電源が入っていない場合でも自動的に電源が入り情報が表示されます。インターネット環境、テレビ・プッシュサービスの加入が必要です
Inter FM 89.7MHz（⇒ P.79） （インターエフエム 897）	大規模災害時にFMラジオにより多言語で情報を発信します
エリアメール （NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク）	区が発信元となり、品川区エリアにいる携帯電話・スマホユーザーに一斉配信します。登録は不要です

防災には、一人ひとりが自らの安全を守るという「自助」、地域や身近にいる人どうしが互いに助け合うという「共助」が不可欠です。

地域の協力

■地域の防災活動への参加

- ・防災区民組織の活動に積極的に参加し、地域の協力体制の輪を広げましょう。
- ・避難所訓練など、防災活動と一緒に取り組みましょう。

■要配慮者（避難行動要支援者を含む）をみんなで支援

- ・障害者や高齢者など要配慮者（避難行動要支援者を含む）への支援体制を、協力して整えましょう。
- ・避難誘導ワークショップなどに参加し、対応の仕方を身につけましょう。

■事業所の地域協力と連携

- ・事業所と地域の協力体制をつくりましょう。
- ・事業所は地域の防災訓練やイベントに参加するなど、日頃から相互支援体制づくりに取り組みましょう。
- ・事業所は独自の専門的な技術や知識、資機材などを有効に活用し、地域の防災活動に協力しましょう。

■高層集合住宅居住者の相互協力

- ・高層マンションの防災対策ハンドブックを活用し、日頃から顔の見える関係づくりに取り組みましょう。
- ・生活物資の共同備蓄を検討しましょう。
- ・エレベーター管理会社との連絡体制を確認しましょう。

家庭用消火器の購入・詰替あっ旋

自宅や近隣で発生した火災の初期消火活動のために家庭用消火器を備えましょう。

区では、家庭用消火器の購入や詰替のあっ旋をしております。

購入のあっ旋

（粉末 1.5kg 入り規格品）

あっ旋価格	6,000 円
区の補助	1,400 円
個人負担金額	4,600 円



詰替のあっ旋

粉末・強化液薬剤（2～6型、10型まで）

※薬剤の種類・重量により価格は異なります。
（3,300 円～6,200 円）

※詰替の目安は、購入から5年位です。

※耐用年数（おおむね10年）が過ぎた古い消火器の薬剤詰替はできません。

※古くなった消火器はごみとして処分できません。

- ・購入、詰替の申込みと同時の場合に限り古い消火器を1本1,100円（消火器リサイクルシール貼付のものは600円）で、処分します。
- ・処分のみ希望の場合は消火器ラベルに記載されている消火器メーカーか、区指定業者に直接ご相談ください。

防災区民組織の活動

防災の基本は、「自分たちのまちは自分たちで守り地域を越えて助け合う」という考え方が基本です。そこで、地域社会のよりどころとして町会・自治会を母体とした「防災区民組織」を結成し、自主防災に努めています。

防災区民組織の活動は、まさに災害から命・財産・わが家を守るという、自分自身の問題でもあります。区民の皆さんも、それぞれ地域の一員として、「自主防災活動」や「防災訓練」に積極的に参加しましょう。

区では、防災区民組織の活動や地区防災協議会の防災訓練実施に対し、さまざまな支援や援助を行っています。

防災訓練へ参加しましょう

地震がおきた時、あなたは落ち着いて行動できますか。いざという時のために、訓練を通して避難方法を体で覚えておくことが大切です。

区内の各地区では毎年9月～11月にかけて、防災訓練を行っています。初期消火や応急救護・救出救護訓練などの他、地震体験車による訓練なども行っています。ご家族やご近所の方とお誘い合わせの上で参加ください。

また、12月上旬に避難所の開設・運営を目的とした区内一斉防災訓練も行っています。実施日・実施避難所については、お近くの掲示板または区の広報などをご覧ください。

区指定業者	所在地	電話番号
神谷商会	西品川1-28-25	☎3783-4882
後藤商会	南大井4-18-18 山本ビル1階	☎3762-0376
前出工機	東五反田3-17-5	☎3449-1581
和田商会	二葉2-8-13	☎3782-1885
東日工業	西五反田2-24-9	☎3494-8936

○購入・詰替ともに、はがき・FAX・電話・電子申請での申込みになります。

（詳しくは、区の広報・回覧などでお知らせします。）

防災課啓発・支援係 ☎5742-6696
FAX 3777-1181

地震が発生したら

突然、大きな地震に襲われたとき、あわてずに落ち着いた行動がとれるでしょうか。
身を守るために10のポイントをまとめました。

地震その時10のポイント

■地震発生時（0～2分）

◎地震だ! まず身の安全

■発生直後（2～5分）

- ◎落ち着いて 火の元確認 初期消火
- ◎あわてた行動 けがのもと
- ◎窓や戸を開け 出口を確認
- ◎門や塀には近寄らない

■地震後（5分以降）

- ◎火災や津波 確かな避難
- ◎正しい情報 確かな行動
- ◎確かめ合おう わが家の安全 隣の安否
- ◎協力し合って救出・救護
- ◎避難の際は、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓をしめる。

区民避難所（区立小・中・義務教育学校等）の機能

家屋の倒壊や焼失で生活の場がなくなった場合に一時的に避難生活を送る場所です。

区内各避難所（区立小・中・義務教育学校等）には、備蓄倉庫、生活用水確保のための井戸、仮設便所用便槽や非常自家発電装置の設置などを行うとともに、屋上には学校名の表示、校門付近には避難する町会・自治会名を表示しています。

また、避難所運営が円滑にいくように防災区民組織（町会・自治会）の方々と学校が主体となった「避難所連絡会議」を設置し平常時から打ち合わせを行っています。

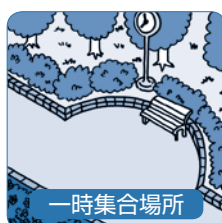
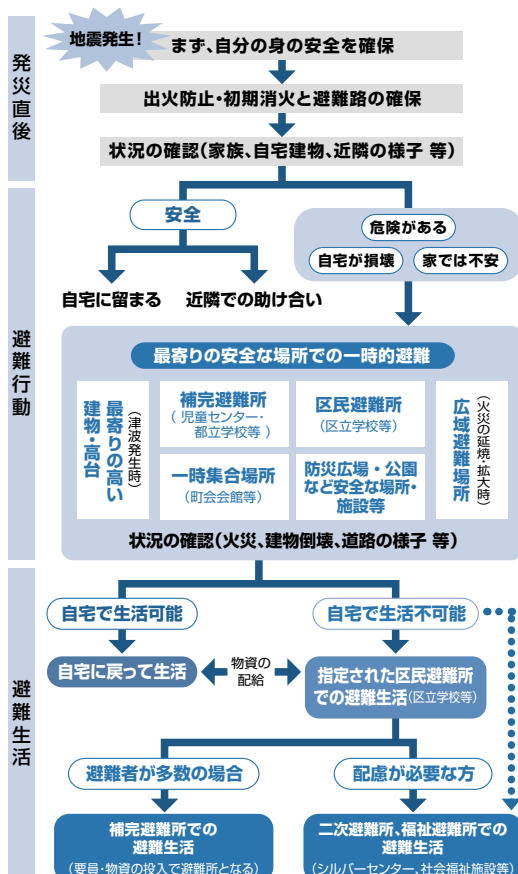
→P.19

広域避難場所

発災時に起こる延焼火災等の危険から避難者の身の安全を確保し、火勢の弱まりを待つ場所で、東京都が指定しているオープンスペースです。品川区役所一帯やしながわ区民公園等が指定されています。

→P.20

避難の流れ



一時集合場所



区民避難所



広域避難場所



二次・補完避難所



わが家の防災ハンドブック

災害への事前の備えや災害が発生した際の行動など、身近にできる防災対策をわかりやすく紹介。



津波自主避難マップ作成マニュアル

区独自の津波ハザードマップで、避難に関する情報を経験として覚えられよう、各個人で作成するマイマップです。

●区民避難所一覧表

(平成29年4月現在)

避難所の学校名	該当町会（自治会）名
品川学園	都営南品川アパート自治会、北品川二丁目町会、北品川三丁目親和会
御殿山小学校	小関親睦会、御殿山町会、袖ヶ崎新興会
台場小学校	北品川一丁目町会、ハツ山町会、東品川一・三町会、都営東品川第4アパート自治会、都営天王洲団地自治会、都営東品川7棟自治会、天王洲会、都営北品川アパート自治会、都営北品川第2アパート自治会
城南小学校	真交町会、博友町会、諏訪町会、三睦会町会、明睦会
浅間台小学校	同友会町会、南品川南睦会、東睦会、六丁目睦会
城南第二小学校	△東親会、冽崎町会、櫻心会町会
東海中学校	△東親会、東品川第一自治会、都営東品川第3アパート自治会、自治八潮会
第一日野小学校	西五反田一丁目町会、西五反田本町会、西五反田七・五・三町会、西五反田協和町会、西五反田西二町会、西五反田六丁目町会、西五反田南町会
日野学園	五反田一丁目町会、東五反田みづほ町会、五反田中部町会、五反田東口町会、五反田睦町会、島津山自生会、都営東五反田二丁目アパート自治会、西五反田一・二・三町会
第三日野小学校	池田山町会、袖ヶ崎町会、相生会、上大崎一丁目町会、上大崎一丁目愛誠会、上大崎一丁目第一愛誠会、上大崎池の谷町会、上大崎目黒駅前町会、上大崎三丁目町会、目黒駅前西口町会、中丸親和町会、上大崎長者丸町会
第四日野小学校	夕陽会、大崎本町三丁目町会、西五反田四丁目町会、西五反田五丁目西三町会、西五反田谷山会
芳水小学校	大崎一二三町会、大崎三五町会、大崎四丁目町会、大崎居木橋町会、大崎ウエストシティタワーズ自治会
三木小学校	西品川三栄会、協力睦会、西品川新生会、西品川三ツ木会
大崎中学校	品川尚和会、西品川二丁目会
立会小学校	大井立会町会、東大井林町会、東大井月見台町会、鮫洲仲町会、△大井元芝町会
鮫浜小学校	鮫洲北町会、△大井元芝町会、鮫洲曙町会、鮫洲南町会、大井北浜川東町会、北浜川仲町会
浜川中学校	大井関ケ原町会、北浜川西町会
浜川小学校	大井寺下町会、△南大井第四町会、△大井南浜町会
鈴ヶ森小学校	大井水神町会、大井坂下町会、大森駅前住宅自治会、△鈴ヶ森町会、△大井海岸町会
鈴ヶ森中学校	△鈴ヶ森町会、△大井海岸町会、勝島町会、△大井南浜町会、△南大井第四町会
山中小学校	大井一丁目権現町会、大井一丁目鑑町会、大井三丁目町会、大井森下町会、大井二丁目町会
伊藤学園	大井滝王子町会、西大井一丁目町会
大井第一小学校	大井鹿島町会、大井庚塚町会、大井倉田町会
ウェルカムセンター原	出石町会、西大井二丁目町会
伊藤小学校	西大井四丁目町会、西大井六丁目町会
富士見台中学校	西大井五丁目伊藤町会

避難所の学校名	該当町会（自治会）名
小山台小学校	小山台一丁目町会、小山台一丁目東町会、小山台二丁目町会
後地小学校	小山一丁目町会、小山二丁目東部町会、小山二丁目西部町会
小山小学校	小山三丁目町会、小山四丁目町会、荏原五丁目町会
荏原第一中学校	荏原一丁目町会、荏原二丁目町会
荏原第六中学校	小山五丁目町会
第二延山小学校	小山六丁目町会、小山七丁目町会、荏原六丁目町会、荏原七丁目町会、旗の台一丁目町会
清水台小学校	旗の台二丁目町会、旗の台西二丁目町会、小山洗足町会、旗の台六丁目町会
京陽小学校	平塚一丁目町会、平塚二丁目町会、中原共和町会
荏原平塚学園	平塚一丁目南部町会、平塚三丁目町会、東中延一丁目町会
スクエア荏原	平塚四丁目町会、荏原三丁目町会、荏原四丁目町会
中延小学校	中延一丁目町会、西中延一丁目町会
延山小学校	中延二丁目町会、西中延二丁目町会、中延三丁目町会、西中延三丁目町会
戸越台中学校	戸越銀座町会、戸越一丁目町会、戸越二丁目町会
宮前小学校	戸越三丁目町会、戸越四丁目町会、戸越五丁目町会
大原小学校	東中延二丁目町会、戸越六丁目町会
源氏前小学校	中延四丁目町会、荏原町町会、△東中三町会、中延六丁目町会
上神明小学校	豊町六丁目町会、二葉四丁目町会、△東中三町会
旗台小学校	中延五丁目町会、旗の台四丁目町会
荏原第五中学校	旗の台三丁目町会、旗の台五丁目町会、旗の台南町会
戸越小学校	豊町一丁目町会、豊町二丁目親和会
旧荏原第四中学校	豊町三丁目町会、△豊町四丁目町会
豊葉の杜学園	二葉一丁目町会、二葉二丁目町会、二葉神明町会、△二葉中央町会
杜松ホーム	△豊町四丁目町会、豊町五丁目町会、△二葉中央町会、二葉三丁目町会
明晴学園	1号棟～10号棟（八潮5丁目1～3番）、品川総合福祉センター、八潮1丁目～八潮3丁目、東八潮
八潮学園	11号棟～23号棟、51～69号棟、（八潮5丁目3～5番、10～12番）
こみゆにていぷらざ八潮	24号棟～50号棟、八潮寮（八潮5丁目6番、8番、10番）、八潮4丁目

※町会名の前の△印は、避難所が2カ所に分かれる町会

※八潮地区は自治会を号棟で表示

●品川区民の広域避難場所一覧表

(平成30年6月現在)

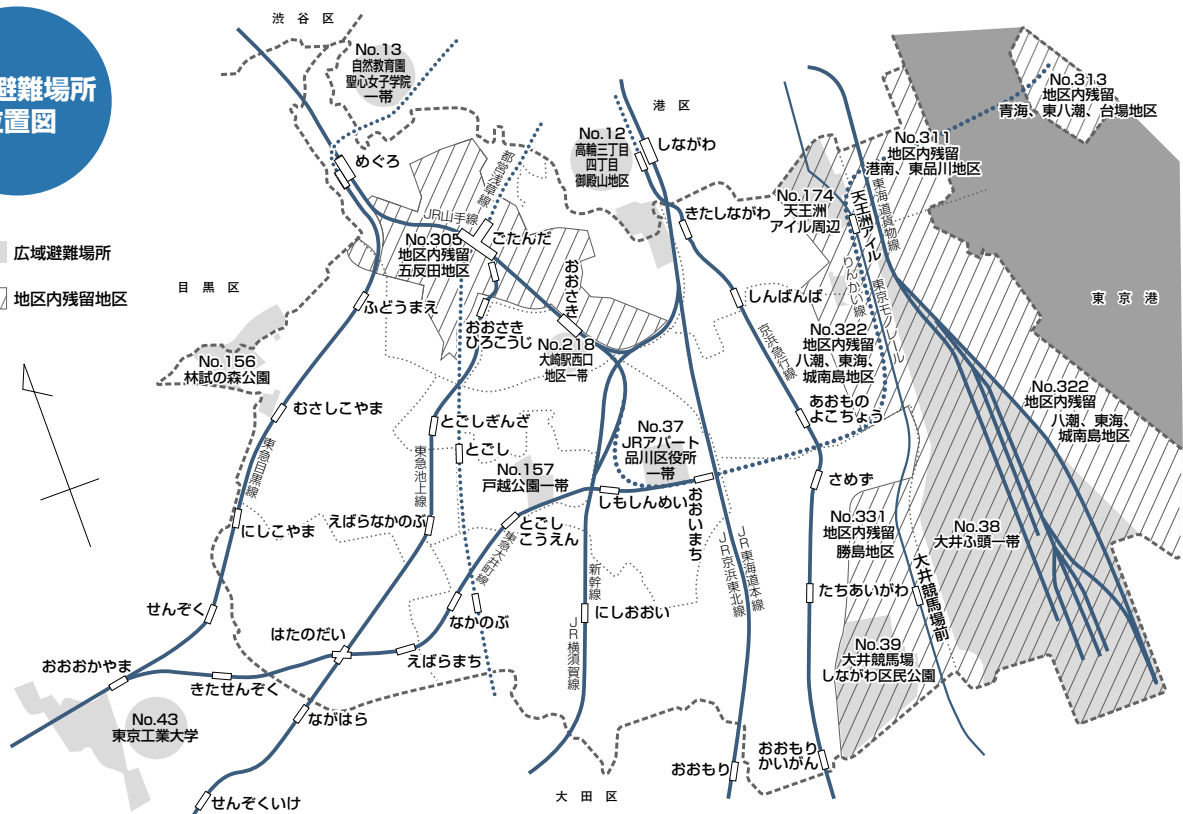
番号	避難場所	利用する町丁名	
12	高輪三丁目・四丁目・御殿山地区	北品川5、6丁目、4丁目の一部 東五反田1・3丁目の各一部	
13	自然教育園・聖心女子学院一帯	東五反田1・3丁目の各一部 東五反田4丁目	上大崎1～4丁目 西五反田3・5丁目の各一部
37	JRアパート※・品川区役所一帯	大井1丁目 西品川11丁目の各一部	二葉1丁目、広町2丁目
38	大井ふ頭一帯	北品川2丁目の一部 広町1丁目	南品川1～3丁目、5、6丁目 南品川4丁目の一部
39	大井競馬場・しながわ区民公園	大井2～7丁目 東大井1～6丁目 西大井1～6丁目 南大井1～6丁目 二葉2丁目の一部、3、4丁目	中延6丁目、4・5丁目の一部 東中延2丁目 戸越6丁目 豊町4～6丁目
43	東京工業大学	荏原6丁目の一部、7丁目 中延3丁目、2・5丁目の各一部 旗の台1～6丁目	小山6、7丁目 西中延2、3丁目 中延4丁目の一部
156	林試の森公園	荏原6丁目の各一部 荏原1～5丁目 小山台1、2丁目 中延1丁目、2丁目の一部 東中延1丁目	小山1～5丁目 戸越5丁目の一部 平塚1～3丁目 西中延1丁目 西五反田4～6丁目の各一部
157	戸越公園一帯	戸越2、4丁目 戸越3・5丁目の各一部	西品川11丁目の各一部 西品川2丁目 豊町1～3丁目
174	天王洲アイル周辺	北品川1、3丁目、2・4丁目の各一部 南品川4丁目の一部	東品川1丁目
218	大崎駅西口地区一帯	大崎2、3丁目、4丁目的一部 西品川3丁目	戸越1、3丁目の一部
305	地区内残留・五反田地区	大崎1、5丁目、4丁目的一部 東五反田2、5丁目、1丁目の一部	北品川5丁目の一部 西五反田1、2、7、8丁目 西五反田3～6丁目の各一部
311	地区内残留・港南、東品川地区	東品川5丁目	
313	地区内残留・青海、東八潮、台場地区	東八潮	
322	地区内残留・八潮、東海、城南島地区	八潮1～5丁目、東品川2～4丁目	
331	地区内残留・勝島地区	勝島1～3丁目	

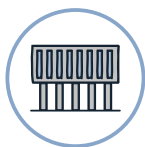
地区内残留地区：延焼火災等の危険が少ないので避難の必要がないとみなされた地区

※JRアパートは、現在取り壊され、別の施設を建設中です。

広域避難場所
位置図

■ 広域避難場所
▨ 地区内残留地区





しながわ防災体験館

東日本大震災の教訓などを踏まえ、従前の防災センターを体験型施設に改修し、平成28年3月11日に「しながわ防災体験館」としてオープンしました。

体験型の施設では、訓練用消火器や本物のスタンバイパイプを使った初期消火体験の他、高齢者や障害者など要配慮者の避難誘導の体験や防災に関する映像の上映も行っています。（無料）

開館時間 9:00～17:00

※休館日 月曜・土曜・祝日・年末年始

※以下の他は予約不要

①事前予約を要するコース

- ・4名～40名までの団体で体験するコース（1時間30分程度）
- ・40名以上の団体が貸切で体験するコース（3時間程度）

②予約先・受付期間

しながわ防災体験館受付（☎5742-9098）

- ・区内に住所を有する団体：
希望日の5ヶ月前から2週間前まで
- ・区外に住所を有する団体：
希望日の3ヶ月前から2週間前まで



ジージョくん
品川区防災課キャラクター

防災に関する問い合わせ先

防災課

■ 計画係 ☎ 5742-6695

- ・避難所に関すること
- ・防災行政無線に関すること
- ・街頭消火器に関すること

■ 啓発・支援係 ☎ 5742-6696

- ・区民の防災訓練に関すること
- ・地震体験車に関すること

■ 地域連携係 ☎ 5742-6941

- ・災害時の協力協定に関すること
- ・帰宅困難者対策に関すること

■ 防災安全担当 ☎ 5742-7651

- ・災害時の初動体制に関すること
- ・火災被害に対する見舞金に関すること

■ 国民保護担当 ☎ 5742-6697

- ・国民保護の計画、訓練、協議会に関すること
- ・Jアラートに関すること

危機管理業務

区民の皆様の生命、財産等の安全確保のために、災害、事故、事件等の兆候をいち早く把握し、予防策を講じます。

また、危機事象が発生した場合は、各種団体と連携し、適切な対応を行います。

総務課 ☎ 5742-6624



1 戸籍・住民登録・印鑑登録・行政サービスコーナー

戸 籍

●戸籍とは

戸籍とは個人の氏名、生年月日、父母との続柄や配偶者関係などを記録するものです。夫婦および子を単位として、戸籍がつくられており、出生から死亡までの身分上の重要な事項が記載されています。また、戸籍のあるところを本籍といいます。

●戸籍証明書とは

本籍地の区市町村が交付する戸籍に関わる証明書です。「戸籍全部事項証明書（従来の戸籍謄本）」「戸籍個人事項証明書（従来の戸籍抄本）」「身分証明書」「戸籍の附票」が主なものです。

●戸籍証明書の交付請求

本籍のある区市町村へ直接請求します。
品川区に本籍がある方は、本人確

認ができるものをお持ちください。（運転免許証等の顔写真付官公署発行のものは1点。または健康保険証、年金手帳等その他のものは2点ご用意ください。）

※本人および本人の直系の親、子、配偶者以外の方が戸籍証明書を請求する際には委任状と来所（請求）される方の免許証等本人確認ができるものが必要です。

戸籍住民課証明交付係 ☎5742-6659
各地域センター ➡P.82～ 87
行政サービスコーナー ➡P.25

【郵送で請求する場合】

「請求書」「手数料（定額小為替）」「返信用封筒（要切手貼付）」「免許証等現住所記載の本人確認資料（送付先と同一住所記載のもの。パスポートは不可。）の写し」の4点を同封の上、封書で直接本籍地の戸籍担当へ請求してください。

請求書に必要な事項は①本籍②戸籍筆頭者の氏名③証明が必要な方の

氏名・生年月日・必要な証明書の種別・必要部数④使用目的⑤請求者の住所・氏名・電話番号・必要な方との関係（関係のわかる戸籍の写しなどを求める場合があります。）

戸籍住民課戸籍郵送担当 ☎5742-6388

●主な戸籍証明書の交付手数料

- 戸籍全部事項・個人事項証明書（従来の謄本・抄本） 1通450円
- 除籍謄本・改製原戸籍謄本 1通750円
- 戸籍の附票・身分証明書 1通300円
- 受理証明書 1通350円
- 届書記載事項証明 1通350円
- その他行政証明 1通300円

戸籍住民課証明交付係 ☎5742-6659

●戸籍についての届出

（出生届、死亡届、婚姻届など）

※表1-1

戸籍住民課戸籍届出係 ☎5742-6657

表1-1 戸籍についての届出 ※戸籍届書の受付は、区役所本庁舎のみの取り扱いになります。

届出の種類		届出期間	届出地	届出人	届出に必要なもの
出生届		生まれた日から14日以内（出生日含む）	①父母の本籍地 ②届出人の所在地 ③出生地のいずれかの 区市役所・町村役場	父または母	届 書……………1通 （届書には出生証明書の欄があるので医師または助産師からもらってください） 持参するもの：母子健康手帳 印 鑑：届出人の印鑑（朱肉を使用するもの） 注 意：命名は常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナを使用してください
死亡届		死亡の事実を知った日から7日以内	①死亡者の本籍地 ②届出人の所在地 ③死亡地のいずれかの 区市役所・町村役場	死亡者の親族、同居者、家主、地主、後見人、保佐人、補助人、任意後見人等	届 書……………1通 （届書には死亡診断書の欄があるので医師からもらってください） 印 鑑：届出人の印鑑（朱肉を使用するもの）
届出を受付したときに「埋火葬許可証」を交付しますので、火葬場（埋葬の場所）を確認してください。					
婚姻届		届出した日をもって婚姻が法律上成立します	①夫または妻の本籍地（新本籍地含む） ②夫または妻の所在地のいずれかの 区市役所・町村役場	夫、妻	届 書……………1通 添付書類：届出先区市町村に本籍がない方は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）1通 印 鑑：夫婦と証人2人の印を押し、夫婦の印鑑をお持ちください（朱肉を使用するもので、一方は旧姓のもの）
離婚届	協議離婚	届出した日をもって離婚が法律上成立します	①夫婦の本籍地 ②夫婦の所在地のいずれかの 区市役所・町村役場	夫、妻	届 書……………1通 成年の証人2人による署名押印が必要です。 添付書類：届出先区市町村に本籍がない方は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）1通 印 鑑：夫婦の印を押し、届出人の印鑑をお持ちください
	裁判離婚	裁判確定の日から10日以内		申立人（訴えの提起者） ※届出期間内に届出をしないときは相手方も届出ができます	届 書……………1通 添付書類：①届出先区市町村に本籍がない方は戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）1通 ②調停離婚・和解離婚・認諾離婚→各調書の謄本 審判離婚→審判書の謄本および確定証明書 判決離婚→判決書の謄本および確定証明書 印 鑑：届出人の印鑑（朱肉を使用するもの）
	注意：①夫婦間の未成年の子については親権者を決めてください ②離婚後に婚姻中の氏を称する場合（旧姓に戻らない場合）は、別途「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」が必要です				
転籍届		届出した日をもって本籍の移動が法律上なされます	①転籍者の新本籍地または旧本籍地 ②届出人の所在地のいずれかの 区市役所・町村役場	戸籍の筆頭者およびその配偶者	届 書……………1通 添付書類：戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）1通 （同一区市町村での転籍の場合は不要） 印 鑑：届出人各自の印鑑

※全ての届出には自筆による署名が必要です。

※ほかに認知、養子縁組、養子離縁、氏名の変更、死産などについての届出があります。

※婚姻、協議離婚、養子縁組、養子離縁、認知の届出には本人を確認できるものとして、官公署発行の写真付身分証明書（運転免許証、パスポート、住基カード、マイナンバーカード等）は1点、健康保険証、年金手帳、社員証（写真付）等は2点お持ちください。

住民登録

●住民登録とは

住所や世帯主など皆さんの居住関係を明らかにするとともに、選挙や国民健康保険、国民年金などの基礎ともなるものです。これらの内容を個人ごとに記載し、それを編成したものが住民票です。住所など変更があったときはすみやかに届出をしてください。

●住民登録についての届出 (転入届、転入届など)

※表1-2

戸籍住民課住民異動係 ☎5742-6660

☎印の各地域センター → P.82～87

●住民票の写しの交付申請

請求の際は、本人確認のできるものをお持ちください。(運転免許証等の顔写真付官公署発行のものは1点。または健康保険証、年金手帳その他のものは2点ご用意ください。)

同一世帯以外の方が代理で請求するときは、本人自筆の委任状が必要です。また、第三者の請求の際には関係資料をご提示ください。法人の場合は会社印の押印が必要です。

戸籍住民課証明交付係 ☎5742-6659

各地域センター → P.82～87

行政サービスコーナー → P.25

【郵送で請求する場合】

原則として、ご本人の住所地に送付します。

ア) 次の内容を明記したもの

- ① 必要な方の住所、氏名 ② 請求者の住所、氏名、電話番号
- ③ 使いみち(請求理由) ④ 本籍・続柄の有無(外国人の方は国籍、地域等、在留カード等の番号、在留資格や在留期間等の有無) ⑤

法人の場合は会社印の押印と担当者氏名

イ) 請求者の本人確認書類のコピー(運転免許証等の顔写真付官公署発行のものは1点。または健康保険証、年金手帳その他のものは2点)

ウ) 手数料(定額小為替に限りです)

エ) 切手をはった返信用封筒

(宛先記入)

戸籍住民課住民票郵送担当 ☎5742-6770

郵送手数料一覧

・住民票の写し	1通300円
・記載事項証明書	1通300円
・不在住証明書	1通300円

【コンビニにおける証明書取得】

☆平成28年9月より、コンビニで住民票や印鑑証明書の取得が可能になりました。

- ・取得可能場所…全国のコンビニ
- ・取得可能時間…毎日 6:30～23:00(年末年始、システム保守点検日は除く)

※コンビニで住民票等証明書を取得する場合は、利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードおよび利用者証明用電子証明書の4ケタの暗証番号が必要になります。申請方法は→P.24「マイナンバー(個人番号)カード」

手数料一覧(コンビニのみ)

・住民票の写し	1通200円
・印鑑証明書	1通200円

印鑑登録

●印鑑登録とは

印鑑登録は私たちの権利と財産を

守る大切なものです。事故を防ぐためにも自分で登録手続きをして印鑑等を大切に保管してください。

●印鑑登録の方法

区内に「住民登録」をしている満15歳以上の方は、印鑑登録をすることができます。

下記のいずれかの窓口で申請してください。

戸籍住民課証明交付係 ☎5742-6659

☎印の各地域センター → P.82～87

【本人が手続きする場合】

【即日登録】

次のいずれかの場合は、申請当日に登録が完了し、「印鑑登録証」をお渡しできます。登録する印鑑を持って窓口で申請してください。

- ① 運転免許証、パスポートなど官公署発行の顔写真付きでの身分証明書・許可証をご提示いただいたとき。
- ② 都内に印鑑登録してある人を保証人としたとき。

●保証人が品川区在住の場合：申請書の保証書欄に保証人自らが署名し、登録印を押してください。

●保証人が品川区以外の都内に住所がある場合：申請書の保証書欄に保証人自らが署名し、登録印を押してください。また、保証人の「印鑑登録証明書」(発行後3カ月以内のもの1通)を添付してください。

【照会書による登録】

- ① 登録する印鑑と本人確認できるもの(健康保険証など2点)を持って窓口で申請してください。
- ② 申請後、登録者本人あてに「照会書」を郵送します。
- ③ お送りした「照会書」(回答欄に必要な事項を記入し、登録する印鑑を押したもの)と本人確認できるもの

表1-2 住民登録についての届出

届出の種類	届出する場合	届出期間	届出に必要なもの
転出届	他の区市町村へ引っ越すとき	引っ越し日まで	・本人確認できるもの。(運転免許証等の顔写真付官公署発行のものは1点。または健康保険証、年金手帳その他のものは2点。) ・同一世帯以外の方が代理で届出するときは、本人自筆の委任状。 ・転入届には前住所発行の「転出証明書」または「住基カード」「マイナンバーカード」(転出届出済みのもの)、1年以上遡る場合は確認資料。外国人住民の方は、あわせて全員分の在留カードまたは特別永住者証明書。 ・国外からの転入の方は帰国日が押印された転入者全員のパスポート、戸籍謄本または抄本(本籍地が品川区の方は不要)、外国人住民の方は転入者全員の在留カードまたは特別永住者証明書。
転入届	品川区へ引っ越してきたとき	引っ越し後14日以内	
転居届	品川区内で住所が変わったとき	引っ越し後14日以内	
世帯変更届	世帯主が変わったとき 世帯を分けたとき 世帯を一緒にしたとき	変更後14日以内	

(健康保険証等)を持って30日以内に申請した窓口へおいでください。

- ④登録が完了しましたら「印鑑登録証」をお渡しします。

【代理人が手続きする場合】

やむを得ない理由があるときには、代理人による手続きができます。

- ①次のものを持って、窓口で申請してください。

- 委任状（登録者直筆のもの）
- 登録する印鑑
- 代理人の印鑑
- 代理人自身の本人確認できるもの（運転免許証または健康保険証など2点）

- ②申請後、登録者本人あてに「照会書」を郵送します。

- ③お送りした「照会書」（回答欄に必要な事項を記入し、登録する印鑑を押したもの）と登録する印鑑、本人確認できるもの（健康保険証等）を持って30日以内に申請した窓口へおいでください。

なお、代理人が手続きする場合は、受領の場合でも次のものがが必要です。

- 委任状（登録者直筆のもの）
- 代理人の印鑑
- 代理人自身の本人確認できるもの（運転免許証または健康保険証など2点）

- ④登録が完了しましたら「印鑑登録証（カード）」をお渡しします。

戸籍住民課証明交付係 ☎5742-6659
♣印の各地域センター ➡P.82～87

●印鑑登録できる印鑑は

【登録できる印鑑】

- 大きさ…一辺の長さ8mmの正方形に収まらないもの、一辺の長さ25mmの正方形に収まるもの
- 変形しやすかったり、減りやすい材質でないもの（ゴムなどは不可）
- 住民票に記載されている氏名（氏もしくは名だけでもよい）を文字で表しているもの

【登録できない印鑑】

文字が判読できないもの、外枠が欠損したもの（20%以上）、氏名以外の文字（屋号など）や模様の入ったものなど

●印鑑登録証明書の取り方

「印鑑登録証」を提示し申請してください。代理人でも本人の印鑑登録証持参の場合は申請できます。

※窓口で取得する場合、マイナンバーカードの提示では発行できません。

住民基本台帳諸証明手数料一覧

・住民票の写し	1通300円※
・記載事項証明書	1通300円
・不在住証明書	1通300円
・印鑑登録	1件 50円
・印鑑証明書	1通300円※

※のついた証明書については、コンビニで取得した場合、手数料は200円です。

※平成28年9月より、コンビニでも取得が可能になりました。詳しくは➡P.23

「コンビニにおける証明書取得」

戸籍住民課住民異動係 ☎5742-6660

戸籍住民課証明交付係 ☎5742-6659

各地域センター ➡P.82～87

行政サービスコーナー ➡P.25

マイナンバー (個人番号) カード

●マイナンバーカードとは

申請すると発行される顔写真付きのICチップ入りカードです。

●申請方法

- ①個人番号カード交付申請書に顔写真を貼付し、通知カードに同封の返信用封筒で郵送申請。

※個人番号カード交付申請書の記載情報（氏名、住所等）に変更があった場合、その申請書は使用不可

- ②個人番号カード交付申請書のQRコードをスマートフォンなどで読み取り、Webで申請。

- ③個人番号カード交付申請書の申請書IDを専用のサイトに打ち込み、Webで申請。

- ④マイナンバーカード申請用の写真機で交付申請書を持参の上、申請。（品川区役所第二庁舎3階ロビーに設置。料金700円）

申請後、カードの発行を委託している地方公共団体情報システム機構に

てマイナンバーカードを作成後、品川区に発送されます。その後、品川区にてカードの検品等行い、交付通知書を順次発送します。受け取りについては、日曜日のみ事前予約を行っています。

【マイナンバーカードの受け取り】

以下の書類が必要です。

- 交付通知書（ハガキ）

- 本人確認書類

〈以下の書類から1点〉

運転免許証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳、運転経歴証明書（交付日が平成24年4月1日以降のもの）、在留カード、特別永住者証明書等

〈または、以下の書類から2点〉

「氏名・住所」または「氏名・生年月日」が記載されている書類

（例）健康保険証、介護保険証、学生証、社員証等

●電子証明書

マイナンバーカードには、インターネット等による電子申請で使用する「電子証明書」が内蔵されています。

・署名用電子証明書（英数字混在の6桁～16桁）…e-tax（確定申告）などで使用

・利用者証明用電子証明書（数字4桁）…コンビニで住民票等の取得、マイナポータルで使用

※住基カードで電子申請等をしている方については、現在の電子証明書の有効期限までしか、使用できません。新たに希望する場合は、マイナンバーカードの申請が必要です。また、住基カードとマイナンバーカードの併用はできないため、マイナンバーカードを受け取った時点で、住基カードは失効します。

個人番号関連事務手数料一覧

・通知カード再交付	1件 500円
・マイナンバーカード再交付	1件 800円
・各種電子証明書	1件 200円

戸籍住民課住民異動係 ☎5742-6660

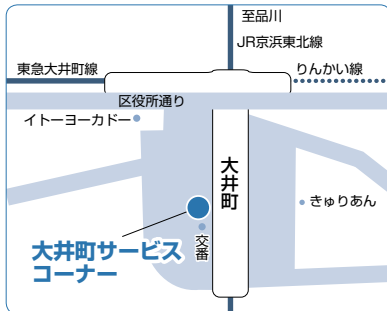
行政サービスコーナー (戸籍住民課分室)

・大井町サービスコーナー

大井1-2-1

JR大井町駅ビル「アトレ」中央階段下

☎3777-0050



・武蔵小山サービスコーナー

小山3-27-5

武蔵小山創業支援センター 4階

☎5749-0050



・品川区目黒サービスコーナー

上大崎3-1-1

目黒セントラルスクエア1階

☎6409-6552



サービスコーナーのご案内

取扱業務の種類	利用できる方
1. 住民票の写し（除票を含む） 除票は、以下のものは交付可能。 ①死亡時から引き続き同世帯の方からの請求 ②本人からの委任状持参の代理人による請求	(1)本人 (2)本人と同一世帯の方 (3)本人からの委任状持参の代理人 〈注意事項〉 以下については、サービスコーナーでのお取り扱いにはできません。 ・代理人による委任状を使ったマイナンバー・住民票コード入りの住民票の写しの交付 ・ご本人様からの請求であっても、本人確認書類が不足している場合、マイナンバー・住民票コード入りの住民票の写しの交付
2. 住民票記載事項証明書	
3. 印鑑登録証明書	印鑑登録証持参の方
4. 戸籍全部事項・個人事項証明書	
5. 除籍全部事項・個人事項証明書 (平成15年11月1日以降除籍になった方のみ)	①本人 ②本人の直系の親、子、配偶者 ③上記①②からの委任状持参の方
6. 平成改製原戸籍謄本・抄本	
7. 戸籍の附票	
8. 身分証明書	①本人 ②本人の委任状持参の方

サービスコーナーは
左記証明書等の発行の窓口です。

※取扱時間（月～金）午前8：00～午後7：00

（土・日・振替休日）午前10：00～午後3：00

※サービスコーナーは、第三者の請求は取り扱っていません。

※運転免許証・パスポート・保険証等の本人確認書類をお持ちください。

※祝日・年末年始（12／29～1／3）はお休みです。

◎図書館サービスの一部を実施

貸出：利用可能となった予約資料の貸出ができます。
品川区立図書館の利用カードを必ずご持参ください。
返却：品川区立図書館所蔵の資料を返却できます。

取扱時間 サービスコーナー業務時間内

図書等の貸出・返却についてのお問い合わせ

品川図書館 電話 (03)3471-4667

パスポート

パスポート（旅券）の受付窓口

受付窓口	場所	受付・受領時間	休日	申請に必要なもの
東京都旅券課 (新宿)	JR新宿駅(西口徒歩10分) 都営大江戸線都庁前駅A3出口 都庁都民広場地下1階	〈受付・受領時間〉 月・火・水曜日 9:00～19:00 木・金曜日 9:00～17:00	〈休日〉 ・土曜日 ・国民の祝日 ・12月29日～1月3日	初めての旅券申請の場合 ・一般旅券発給申請書…1通 ・戸籍個人(全部)事項証明書 または戸籍抄(謄)本…1通 ・パスポート用写真(3.5cm×4.5cm)…1枚 ・本人確認書類 1点で可…運転免許証 写真付き住基カード等 2点必要…健康保険証、年金手帳等
東京都旅券課 有楽町分室	JR有楽町駅(京橋口徒歩1分) 東京交通会館2階			
東京都旅券課 池袋分室	JR池袋駅(東口徒歩15分) サンシャインシティ内 ワールドインポートマート5階	〈受領のみ〉 日曜日 9:00～17:00	ただし、祝日と重なった日 曜日には〈受領のみ〉を 行い、翌日の振替休日 が休みになります。	
東京都旅券課 立川分室	JR立川駅(徒歩1分) 駅ビル ルミネ立川店9階			

※電話案内センター ☎5908-0400

※パスポートの申請は、申請する人が住民登録している各都道府県の窓口となりますので、上記の窓口へ申請できるのは、品川区を含む都内に住民登録をしている方です。

※申請に必要なものは、初めて申請する場合の例です。その他の申請の場合は、申請の状況により異なります。詳しくはお問合せください。